

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

発行者情報

【公表日】

平成 30 年 1 月 18 日

【発行者の名称】

株式会社ニッソウ
(Nissou Co., Ltd.)

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 前田 浩

【本店の所在の場所】

東京都世田谷区経堂一丁目 8 番 17 号

【電話番号】

(03) 3439-1671 (代表)

【事務連絡者氏名】

取締役管理部長 御供 信之

【担当 J-A d v i s e r の名称】

フィリップ証券株式会社

【担当 J-A d v i s e r の代表者の役職氏名】

代表取締役 下山 均

【担当 J-A d v i s e r の本店の所在の場所】

東京都中央区日本橋兜町 4 番 2 号

【電話番号】

(03) 3666-2101

【取引所金融商品市場等に関する事項】

当社は、当社普通株式を平成30年2月26日にTOKYO PRO Marketへ上場する予定であります。

上場に際して特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等を実施しないことから、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第3項の規定により、発行者情報に相当する情報を公表いたします。

また、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号

株式会社ニッソウ

<http://reform-nisso.co.jp/>

株式会社東京証券取引所

<http://www.jpx.jp/>

【公表されるホームページのアドレス】

【投資者に対する注意事項】

1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4 【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。

2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者をいう。））は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていた

ときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。

- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他的一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第27期	第28期	第29期
決算年月	平成27年7月	平成28年7月	平成29年7月
完工工事高 (千円)	889,776	1,075,599	1,551,317
経常利益 (千円)	40,263	49,032	85,276
当期純利益 (千円)	29,417	36,908	60,338
資本金 (千円)	100,000	100,000	100,000
発行済株式総数 (株)	400	400	400
純資産額 (千円)	271,822	308,731	369,069
総資産額 (千円)	344,931	415,965	497,249
1株当たり純資産額 (円)	679.55	771.82	922.67
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益金額 (円)	73.54	92.27	150.84
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	78.8	74.2	74.2
自己資本利益率 (%)	10.8	12.0	16.3
株価収益率 (倍)	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	41,285	12,988
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	△6,497	△18,582
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	△1,436	△1,231
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	146,644	179,995	173,169
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	18 (1)	22 (1)	31 (1)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については掲載しておりません。

2. 完工工事高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
4. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
5. 株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
6. 1 株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
7. 第27期はキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
8. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、期中の平均人員を（ ）外数で記載しております。
9. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、第29期（平成28年8月1日から平成29年7月30日まで）の財務諸表について興亜監査法人の監査を受けておりますが、第27期及び第28期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。
10. 平成29年12月9日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行いましたが、第27期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

2 【沿革】

年月	事項
昭和62年 1月	不動産のリフォーム工事を目的として、当社代表取締役社長である前田浩が東京都目黒区上目黒にて当社の前身であるクリエイティブリフォームオフィスマエダを個人事業として創業
昭和63年 9月	株式会社ニッソウを設立（資本金 3,000 千円にて設立）
平成 2年 4月	本社を東京都世田谷区桜へ移転
平成 5年 9月	資本金を 10,000 千円に増資
平成 9年 5月	東京都知事（般）第106206号 建築工事業（建築一式工事）許可を取得
平成17年11月	資本金を 20,000 千円に増資
平成18年12月	本社を東京都世田谷区経堂へ移転
平成22年 9月	資本金を 50,000 千円に増資
平成25年 7月	資本金を100,000千円に増資
平成28年10月 12月	神奈川県高座郡寒川町に神奈川営業所を開設 国土交通大臣（般）第26483号 建築工事業（建築一式工事）許可を取得
平成29年 3月	埼玉県さいたま市西区に埼玉営業所を開設

3 【事業の内容】

当社は不動産会社からリフォームを請け負う会社です。リフォームとはそもそも経年劣化、もしくは使用による破損や汚れを「元に戻す」ことの総称として使われる言葉です。当社はマイナス（劣化分）をゼロ（新築時）に戻す原状回復工事を軸としながら、ハウスクリーニングも組み合わせたリフォームを行います。更にゼロに戻すのではなくグレードアップさせるリノベーション工事も手掛けます。

また、全国各地に施工ネットワーク（施工協力体制）を有しております、首都圏においては各専門施工業者 900 社超の施工ネットワークがございますので、タイムリーな対応が可能です。

当社の事業は住宅リフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載を省略しておりますが、当社の事業は原状回復工事、ハウスクリーニング・入居中小修繕、リノベーション工事の 3 つに区分されます。

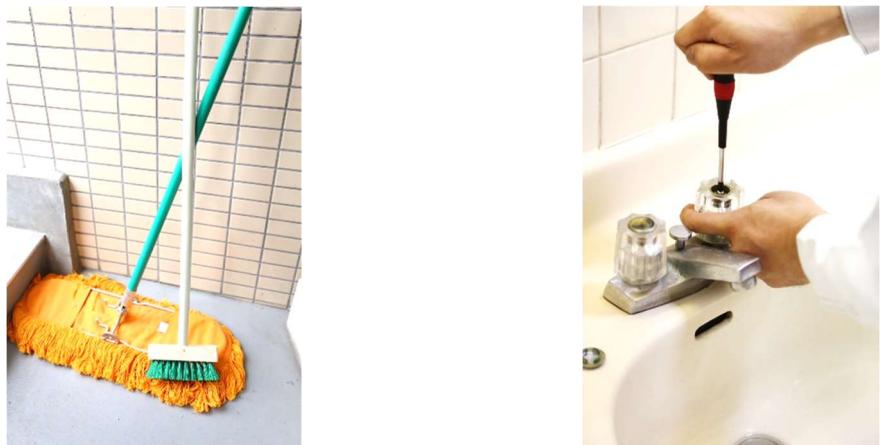
《原状回復工事》

当社における原状回復工事は、発注金額 50 千円～3,000 千円の工事を指します。そして当社における売上の約 70% がこの原状回復工事です。主に賃貸物件での入居者入替時の原状復旧及び、古くなった外壁の塗り替え等、ゼロ（新築時）に戻す工事を、原状回復工事と位置付けしております。



《ハウスクリーニング・入居中小修繕》

当社におけるハウスクリーニングとは、次の入居者を募集するための 50 千円未満の原状回復工事をさします。また、入居中小修繕とは入居中における不都合、例えば蛇口から水漏れする・エアコンが故障したなど、日常発生する不都合を修繕する、発注金額が 50 千円未満のメンテナンス工事のことを指します。当社における売上の約 5% がハウスクリーニング・入居中小修繕となります。



《リノベーション工事》

当社におけるリノベーション工事とは、原状回復工事の更に進化した工事で発注金額 3,000 千円超の工事を指します。例えば、使いやすい間取りにしたり、システムキッチンをハイグレードの物にしたり、現在より良くする工事です。そして当社における売上の約 25%がこの工事になります。

また、全ての内装を解体して新規に作り直すスケルトンリフォームもこの工事に含まれます。

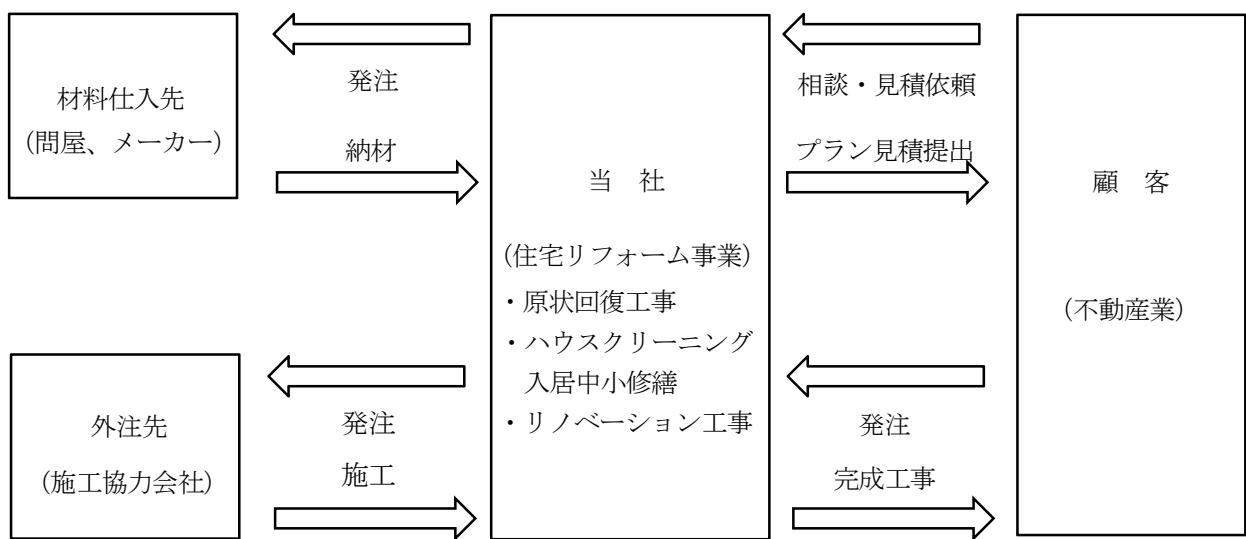
当社における原状回復工事、ハウスクリーニング・入居中小修繕、リノベーション工事のリフォーム工事例を一部挙げますと以下のような内容となっております。

【住宅リフォーム工事例】

内装	壁紙(クロス)貼替 クッションフロア貼替 カーペット貼替 ソフト巾木貼替 襖張替 障子張替 網戸張替 畳表替 畳新床 塗装(天井・壁・枠・建具等) フロアタイル貼 シート貼 フィルム貼 タイルカーペット貼 防滑性シート貼 各パネル貼 内装造作 カーテン取替 プラインド取替 ロールスクリーン取替	電気系統	コンセント取替 スイッチ取替 プレート取替 TV コンセント取替 引掛シーリング取替 電球交換 インターホン取替 電池式チャイム取替 エアコン取替 エアコン分解清掃 スリーブキャップ取替 照明取替 分電盤取替 アンテナ取替 漏電調査 配線改修	工務	フローリング貼 木製建具取替 新規壁造作 ボード貼替 ベニヤ貼替 床下地貼替 各所補修 耐震補強 新規根太組 増改築一式 織維壁塗替 聚楽塗替 漆喰塗替 押入改造 排水管給水管工事 ガス工事 解体工事	外部	外装塗装 外装タイル 外装サイディング 足場工事 屋根工事 防水工事 板金工事 雨樋工事 サッシ工事 フェンスブロック工事 門扉工事 カーポート工事 犬走りコンクリート 庇工事 外灯工事 避難ハッチ取替
水まわり ①台所	IH 調理器交換 泡沫キャップ取替 菊割れゴム取替 タイル補修 流し台底板取替・塗装 ごみカゴ取替 システムキッチン取替 ブロックキッチン取替 流し台手元灯取替 エッジコーキング 換気扇取替 ターボファン取替 シロッコファン取替 ミニキッチン取替 ガスコンロ取替 ビルトインコンロ取替 シングルレバー水栓取替 浄水器取替 流し扉取替 包丁差し取替 排水ホース取替 キッチンパネル貼	②洗面 IH 調理器交換 泡沫キャップ取替 菊割れゴム取替 タイル補修 流し台底板取替・塗装 ごみカゴ取替 システムキッチン取替 ブロックキッチン取替 流し台手元灯取替 エッジコーキング 換気扇取替 ターボファン取替 シロッコファン取替 ミニキッチン取替 ガスコンロ取替 ビルトインコンロ取替 シングルレバー水栓取替 浄水器取替 流し扉取替 包丁差し取替 排水ホース取替 キッチンパネル貼	化粧台本体取替 化粧鏡部取替 蛇口パッキン取替 蛇口ハンドル取替 蛇口そっくり取替 化粧台底板取替・塗装 歯ブラシ立て取替 排水ホース取替 タオル掛け取替 ③洗濯 洗濯パン取替 洗濯水栓取替 L字パイプ取替 ワンタッチスパウト取替 蛇口パッキン取替 洗濯排水詰まり改善	④浴室 化粧台本体取替 化粧鏡部取替 蛇口パッキン取替 蛇口ハンドル取替 蛇口そっくり取替 化粧台底板取替・塗装 歯ブラシ立て取替 排水ホース取替 タオル掛け取替 ⑤トイレ 排水口目皿取替 浴槽排水ゴム栓取替 換気扇取替 換気・乾燥機取替 ユニットバス取替 在来浴室改修 タイル補修 天井バシリップ取替 照明取替 化粧鏡取替 見切り取替 アルミ中折戸取替 シャワーセット取替 給湯器取替 追焚工事 壁バスパネル工事 壁フィルム工事 各水栓パッキン取替 窓修理 排水詰まり改善 特殊塗装	排水口目皿取替 浴槽排水ゴム栓取替 換気扇取替 換気・乾燥機取替 ユニットバス取替 在来浴室改修 タイル補修 天井バシリップ取替 照明取替 化粧鏡取替 見切り取替 アルミ中折戸取替 シャワーセット取替 給湯器取替 追焚工事 壁バスパネル工事 壁フィルム工事 各水栓パッキン取替 窓修理 排水詰まり改善 特殊塗装	⑤トイレ 排水口目皿取替 浴槽排水ゴム栓取替 換気扇取替 換気・乾燥機取替 ユニットバス取替 在来浴室改修 タイル補修 天井バシリップ取替 照明取替 化粧鏡取替 見切り取替 アルミ中折戸取替 シャワーセット取替 給湯器取替 追焚工事 壁バスパネル工事 壁フィルム工事 各水栓パッキン取替 窓修理 排水詰まり改善 特殊塗装	タンクレバー取替 フロート弁取替 ボールタップ取替 手洗い吐水口取替 ストレーナー清掃 給水管パッキン取替 止水栓パッキン取替 洗净便座撤去 普通便座取替 排水詰まり改善 紙巻き器取替 トイレ本体取替 タンク取替 和式から洋式に改造 換気扇取替 シャワートイレ取替
玄関	鍵交換 ドアスコープ取替 ドアチェーン取替 ドアクローザー取替 玄関ドア本体取替 玄関ドア塗装 郵便受け修理 下足箱取替	雑工事他	カーテンレール取替 ガラス取替 クレセント取替 底車取替 各種建付調整 戸当取替 各種傷修復 見切滑止め取替 住宅用火災警報器取付	雑工事他	残置物撤去処分 メーカー修理手配 壁穴補修 吊りパイプ設置等 モルタル補修 ハウスクリーニング		

以上の説明を事業系統図によって示すと次のようになります。

< 事業系統図 >



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成29年12月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
32 (1)	41.0	6.2	5,382

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パート・アルバイト)は、最近1年間の平均人員を()外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。
3. 当社は、単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度における我が国経済は、政府の経済政策や金融緩和の継続などにより緩やかな回復傾向にあると思われます。また、建設・不動産業界における新築住宅着工戸数も底堅く推移しております。

今後、日本の人口が減少傾向にある中、当社の属する住宅リフォーム業界もその影響を受ける一方で、既存建物の老朽化が進むことにより当社のビジネスチャンスはむしろ増大すると考えており、10年後のニーズは、総合的にみてほぼ横ばいと予測しています。

このような市場環境の中で、当社は不動産物件の住宅リフォーム工事を獲得すべく、積極的に販売促進及び広告宣伝を行なうことで、取り扱い物件戸数を拡大しました。また、株式上場に向けての社内管理体制の強化・積極的な営業社員の採用などの費用を要しました。

これらの結果、完工工事高は 1,551,317 千円（前年同期比 44.2% 増）、営業利益は 99,712 千円（前年同期比 115.22% 増）、経常利益は 85,276 千円（前年同期比 73.9% 増）、当期純利益は 60,338 千円（前年同期比 63.5% 増）となりました。

なお、当社は住宅リフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は 173,169 千円（前年同期比 6,826 千円減少）となりました。各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は 12,988 千円（前年同期は 41,285 千円の獲得）となりました。これは主に税引前当期純利益 86,218 千円、減価償却費 13,062 千円、未払金の増加額 5,077 千円等により資金が増加する一方で、売上債権の増加額 67,452 千円、法人税等の支払額 19,349 千円に加え、仕入債務の支払いを前倒しに行った結果による仕入債務の減少額 2,773 千円等により資金が減少したことによるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は 18,582 千円（前年同期は 6,497 千円の使用）となりました。これは主に定期預金等の預入による支出 40,522 千円、定期預金等の払戻による収入 38,474 千円、有形固定資産の取得による支出 15,038 千円、ソフトウェアの取得による支出 1,971 千円によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は 1,231 千円（前年同期は 1,436 千円の使用）となりました。これはリース債務の返済による支出によるものです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社では生産形態をとらないため、該当事項はありません。

(2) 受注状況

当社では受注から引渡しまでの期間が短いため該当事項はありません。

(3) 販売実績

当事業年度の販売実績を示すと、次のとおりです

セグメントの名称	当事業年度 (自 至 平成28年8月1日 平成29年7月31日)	前年同期比 (%)
住宅リフォーム事業 (千円)	1,551,317	144.2
合計	1,551,317	144.2

3 【対処すべき課題】

今後、日本の人口が減少傾向にある中、当社の属する住宅リフォーム業界もその影響を受ける一方で、既存建物の老朽化が進むことにより当社のビジネスチャンスはむしろ増大すると考えており、10年後のニーズは、総合的にみてほぼ横ばいと予測しています。

このような環境の中で当社は、住宅リフォーム事業をさらにプラスチックアップし、顧客である不動産会社の満足度向上を目指します。そのために当社は対処すべき課題を以下のように捉え、事業に取り組んでまいります。

(1) サービス向上について

当社はこの事業をサービス業と位置づけ、社員へのマナー教育を徹底しております。

(2) 人材の確保について

当社では人材が、事業拡大のための重要な経営資源であると考えております。優秀な人材確保と育成のため、積極的に求人情報サイトを活用し、採用後も定期的に外部講師等を招き勉強会を開き人材育成強化をしております。また、今後は新卒採用の活動にも積極的に注力し、当社の望む優秀な人材の確保に取り組んでまいります。

(3) 内部管理体制の強化について

当社は比較的小規模な組織であるため、その人員に限りがあり、内部監査・リスク管理等をはじめとする内部管理の体制整備と強化が重要な課題であると認識しております。そして今後の企業規模の拡大に備え、その強化に取り組んでまいります。

(4) 施工ネットワーク（施工協力体制）の拡充

当社の事業拡大には外注先である専門施工業者からなる、施工ネットワークの確保が不可欠であると認識しております。今後のさらなる事業拡大に向け、外注先の確保に努めると同時に、面談等により当社の理念の共有及び安全・品質管理の徹底に十分留意して取り組んでまいります。

4 【事業のリスク】

以下において、当社の事業展開その他に関してリスク要因と考えられる主な事項を記載いたします。当社はこれらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針ですが、当社株式の投資判断は、以下の事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。また、文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであり、実際の結果とは異なる可能性があります。

(1) 特定業界への依存及び景気動向の影響について

当社の事業は景気の影響を受けやすい不動産業界からの受注に依存しております。景気の悪化等に伴う不動産物件の入退去の減少による受注件数の低下により売上が減少し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 法的規制

当社は、建設業におけるリフォーム事業を行うにあたり、各種法令による規制を受けております。主なものといたしまして、当社では「建設業法」における一般建設業の許可を受けております。

現在のところ許可要件の欠格事由はございませんが、将来何らかの理由により、当該許認可が取り消され、または、更新が認められない場合は、もしくは、これらの法律等の改廃又は新たな法的規制が今後制定された場合には、当社の業績及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、建設業法では外注先への代金の支払い期日が設けられており、当社では施工ネットワークに対して遅延なく支払いを行っております。しかしながら、何らかの理由により支払いが遅延し同法に抵触した場合、当社の事業運営、業績及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、本発行者情報提出日現在における当社の許認可は、以下のとおりです。

許認可の名称	一般建設業許可
所管官庁	国土交通省
登録番号等	国土交通大臣許可 (般) 第 26483 号
取得日	平成 28 年 12 月 21 日
有効期限	平成 33 年 12 月 20 日
主な許認可取消事由	不正な手段による許可の取得や役員等の欠格条項違反等に該当した場合は許可の取消(建設業法第 29 条)、不正入札等不誠実な行為があった場合は業務停止等の処分(同法第 28 条)

(3) 競合について

当社の住宅リフォーム事業は、一件当たりの工事代金が僅少の場合は許認可も必要なく、参入障壁が低いことから、建築業者・内装業者など大小様々な競合他社が多数存在しております。当社では IT 技術による施工管理及び多能工の養成によりコスト削減を行うとともに工期短縮に努め、クライアントのニーズに沿った事業運営を行っておりますが、他社の動向によっては、今後の事業運営に影響が生じ、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 特定地域に対する依存度等について

当社では主に東京、神奈川、埼玉を中心に事業展開を行っておりますが、地震等の災害が発生し、本社及び営業所の損壊などによる営業の一時停止や、道路網の寸断等により事業の運営が困難になった場合、あるいは同地域に特定した経済的ダメージが発生し経済環境が悪化した場合には、修繕の必要性や、多額の費用が発生する可能性があり、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 外注先の確保について

当社では、受注した住宅リフォーム工事を外注先である各専門施工業者からなる施工ネットワークに発注しております。外注先については、経営状態や技術力及び反社会勢力との関係の有無を調査して選定しており、外注先との面談等により当社の理念の共有及び安全・品質管理の徹底に十分留意しております。今後、営業地域の拡大や受注件数の増加により、外注先を適時確保できない場合、当社の業務の停滞につながり、業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 外注費・資材価格の高騰について

当社は外注先・資材の仕入れ先を複数確保し、価格の抑制に努めております。しかしながら、外注先からの値上げ要請及び材料の需要増加等により価格が高騰した場合は、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 小規模組織であることについて

当社は平成29年12月末時点において従業員32名と小規模な組織であり、役職員一人一人への依存が高い傾向にあります。

今後、事業拡大に伴い人員の増強及び内部管理体制の充実・強化を図っていく方針であります。しかしながら、当社が求める人材が確保できない場合には、十分な人的または組織拡充ができず、当社の業績及び事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 業績の季節変動について

当社の顧客である不動産会社からの工事依頼は、引越等による人の動きが多い3月、4月に集中する傾向があります。これにより上期（8月～1月）と下期（2月～7月）との間に売上変動があり、今後も同様の傾向が続く可能性があります。

（単位千円）

	第29期事業年度 (自 平成28年8月1日 至 平成29年7月31日)	
	上期	下期
完工工事高	644,878	906,439
営業利益	41,450	58,262

（注）1. 完工工事高には消費税は含まれておりません。

2. 上記数値は未監査です。

(9) 人材確保・育成について

当社の事業拡大を行う上で、優秀な人材を適切な時期に確保するとともに、その人材の育成に努める必要があります。当社では求人情報サイト・会社説明会・ホームページ等により採用活動を行っておりますが、雇用情勢や経済環境によっては計画通りの人材確保・育成ができず、当社の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 特定の人物への依存

当社の代表取締役社長である前田浩は当社の創業者であり、当社の経営方針や営業戦略の立案・遂行等多岐にわたり当社の経営において重要な役割を果たしております。当社では同氏に過度に依存しない経営体制を構築するため、職務権限の委譲、合議制の推進等により業務運営の実施に努めておりますが、同氏が何らかの理由により当社の経営に携わることが困難になった場合、当社の業務の停滞等により、業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 工事施工における重大な瑕疵や不備について

当社が施工した物件等に不具合が生じ、その施工内容・管理内容に重大な瑕疵や不備が認められた場合には、工事請負賠償責任保険・PL保険などの救済を受けられず、損害賠償請求をうける可能性があります。また、施工中に予期せぬ重大事故が生じた場合にも、同じくその損害賠償請求を受ける可能性があり、当社の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(12) システム障害

当社では顧客情報・施工管理・見積・請求等をコンピューターシステムで管理しております。隨時バックアップによりデーター保護しておりますが、当該システムの障害、大規模広域災害、もしくはコンピューターウィルスによる影響等により、システム及びデータベース使用が中断もしくは使用不能になった場合、当社の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 情報管理

当社は事業を展開する上で、顧客企業における業務上に必要となる各種情報を取り扱っております。これらの情報管理については、規程の整備及び社員等への周知徹底に努めております。しかしながら、不測の事態によって情報が漏えいした場合には、当社の社会的信用が低下し、またその対応のための費用が発生し、当社の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(14) J-Adviser との契約について

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market に上場予定です。当社では、平成 29 年 5 月 26 日の取締役会において、フィリップ証券株式会社を担当 J-Adviser に指定することを決議し、平成 29 年 6 月 26 日にフィリップ証券株式会社との間で、担当 J-Adviser 契約書（以下「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

＜J-Adviser 契約解除に関する条項＞

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券株式会社（以下「乙」という。）は J-Adviser 契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1 年以内に債務超過の状態から脱却しえなかつたとき、すなわち債務超過の状態となつた事業年度の末日の翌日から起算して 1 年を経過する日（当該 1 年を経過する日が甲の事業年度の末日にあたらないときは、当該 1 年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）において債務超過の状態から脱却しえなかつた場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該 1 年を経過した日から起算して 1 年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2 年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して 2 年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して 1 年を経過する日が甲の事業年度の末日にあたらないときは、当該 1 年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却してなかつたとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める 1 年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の a 及び b に定める書類に基づき行う。

a 次の（a）又は（b）の場合の区分に従い、当該（a）又は（b）に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続きを行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める 1 年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥る恐れがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額以上である場合に限る）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次の a ないし c の全てに該当するものをいう。

a 次の (a) 又は (b) に定める場合に従い、当該 (a) 又は (b) に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込があるものであること。

(b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の (a) 及び (b) に掲げる事項が記載されていること。

(a) 当該上場有価証券の全部を償却するものでないこと。

(b) 前 a の (a) に規定する見込みがある旨及びその理由又は同 (b) に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券に代わる財産の全部又は一部として次の（a）または（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前（休業日を除外する。）の日
 - (a) TOKYO PRO Market の上場株券等
 - (b) 上場株券等がその発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合、当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日
- c 甲が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（(3) b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥不適切な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の継承、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の継承、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、当該上場会社が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が移動した場合（当該割当により支配株主が移動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が移動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次の a または b に該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合は除く。以下この b においても同じ。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を株式会社東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約券を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が 300% を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

⑰反社会勢力の関与

甲が反社会勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは株式会社東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

＜J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項＞

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り 1 ヶ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかつたときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1 ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を株式会社東京証券取引所に通知しなければならない。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当事業年度末における流動資産の残高は 463,514 千円で、前事業年度末に比べ 69,166 千円増加しております。完成工事未収入金の増加 67,452 千円が主な変動要因であります。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産の残高は 33,735 千円で、前事業年度末に比べ 12,117 千円増加しております。車両運搬具の増加 4,121 千円、ソフトウェアの増加 6,478 千円が主な変動要因であります。

(流動負債)

当事業年度末における流動負債の残高は 119,965 千円で、前事業年度末に比べ 15,231 千円増加しております。未払金の増加 5,594 千円、未払法人税等の増加 6,711 千円が主な変動要因であります。

(固定負債)

当事業年度末における固定負債の残高は 8,214 千円で、前事業年度末に比べ 5,713 千円増加しております。リース債務の増加 3,553 千円が主な変動要因であります。

(純資産)

当事業年度末における純資産の残高は 369,069 千円で、前事業年度末に比べ 60,338 千円増加しております。当事業年度の当期純利益による増加 60,338 千円が変動要因であります。

(3) 経営成績の分析

(完成工事高)

当事業年度における完成工事高は 1,551,317 千円（前年同期比 44.2% 増）となりました。完成工事高が増加した主な要因は、積極的な宣伝活動により扱い物件戸数が増加したことであります。

(完成工事総利益)

当事業年度における完成工事利益は 451,531 千円（前年同期比 37.4% 増）となりました。完成工事利益が増加した主な要因は、前述の完成工事高が増加した主な要因と同様であります。

(販売費及び一般管理費)

当事業年度における販売費及び一般管理費は、351,819 千円（前年同期比 24.6% 増）となりました。主な要因は、人員増に伴う人件費の増加、及び販売手数料の増加によるものであります。

(営業利益)

完成工事高の増加等による影響から、当事業年度における営業利益は 99,712 千円（前年同期比 115.2% 増）となりました。

(経常利益)

上場関連費用の増加等による影響から、当事業年度における経常利益は 85,276 千円（前年同期比 73.9% 増）となりました。

(当期純利益)

税引前当期純利益は 86,218 千円（前年同期比 75.5% 増）となり、当事業年度における当期純利益は 60,338 千円（前年同期比 63.4% 増）となりました。

(4) キャッシュ・フローの分析

当事業年度におけるキャッシュ・フローの概況については、「1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(5) 運転資本

上場予定日（平成 30 年 2 月 26 日）から 12 か月間の運転資本は、自己資金及び借入による資金調達が可能であることから十分であると認識しております。

(6) 経営者の問題意識と今後の方針について

「3 【対処すべき課題】」に記載しております。

第4 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当事業年度において、重要な設備の新設及び除却等は行っておりません。

2 【主要な設備の状況】

平成 29 年 12 月 31 日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額 (千円)				従業員数 (人)
		建物	車両運搬具	工具、器具 及び備品	合計	
本社 (東京都 世田谷区)	本社機能	1,025	8,422	1,650	11,098	30

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 上記の他、主要な賃貸設備として以下のものがあります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	年間賃貸料 (千円)	従業員数 (人)
本社 (東京都世田谷区)	建物 (事務所)	7,590	30
神奈川営業所 (神奈川県高座郡)	建物 (事務所)	741	1
埼玉営業所 (埼玉県さいたま市西区)	建物 (事務所)	601	1

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	事業年度末現在発行数(株) (平成29年7月31日)	公表日現在発行数(株) (平成30年1月18日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,600,000	1,200,000	400	400,000	非上場	単元株式数100株
計	1,600,000	1,200,000	400	400,000	—	—

(注) 1. 平成29年11月20日開催の取締役会決議により、平成29年12月9日付で普通株式1株を1,000株に分割しております。これにより発行済株式数は399,600株増加し、400,000株となっております。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【M S C B等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

平成30年1月18日現在

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成25年7月19日 (注)1.	—	400	50,000	100,000	—	—
平成29年12月9日 (注)2.	399,600	400,000	—	100,000	—	—

(注) 1. 平成25年7月19日開催の臨時株主総会決議により、同日付で「その他利益剰余金」を「資本金」に組入れております。

2. 平成29年11月20日開催の取締役会決議により、平成29年12月9日付で普通株式1株を1,000株に分割しております。これにより発行済株式数は399,600株増加し、400,000株となっております。

(6) 【所有者別状況】

平成30年1月18日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等	個人	その他	
個人以外	個人	計						
株主数(人)	—	—	—	—	—	—	2	2
所有株式数(単元)	—	—	—	—	—	—	4,000	4,000
所有株式数の割合(%)	—	—	—	—	—	—	100.0	100.0

(注) 平成29年12月9日付で普通株式1株を1,000株に分割しております。また、平成29年12月8日付で定款変更を行い、100株を1単元とする単元株制度を導入しております。

(7) 【大株主の状況】

「第三部【株式公開情報】 第3【株主の状況】」に記載のとおりです。

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成30年1月18日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 400,000	4,000	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	400,000	—	—
総株主の議決権	—	4,000	—

(注) 1. 平成29年11月20日開催の取締役会決議により、平成29年12月9日付で普通株式1株を1,000株に分割を行っており、完全議決権株式数(その他)及び発行済株式総数の株式数はそれぞれ400,000株となっております。
2. 平成29年12月8日付で定款変更を行い、100株を1単元とする単元株制度を導入しております。

【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

(10) 【従業員株式所有制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社では、事業展開のための内部留保の充実と成長に応じた利益還元を重要な経営課題であると認識しております。

現在、当社は成長過程にあり、一層の事業拡大を目指しており、獲得した資金については優先的に人材の採用育成等の事業投資に充て、当社の競争力強化による将来の収益向上や効率的な体制整備に有効に活用するため、会社設立以来配当は実施しておりません。

今後は収益力の強化や安定的な事業基盤の確立に努め、内部留保の充実状況、業績、当社を取り巻く環境、今後の事業展開を勘案し、その都度適正な経営判断を行い、配当を決定していく方針であります。

なお、当社は剰余金を配当する場合には、株主総会の決議をもって、期末配当を年1回行うことを基本的な方針としております。

また、当社は取締役会の決議によって、毎年1月31日を基準日として、中間配当をすることができる旨定款に定めております。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

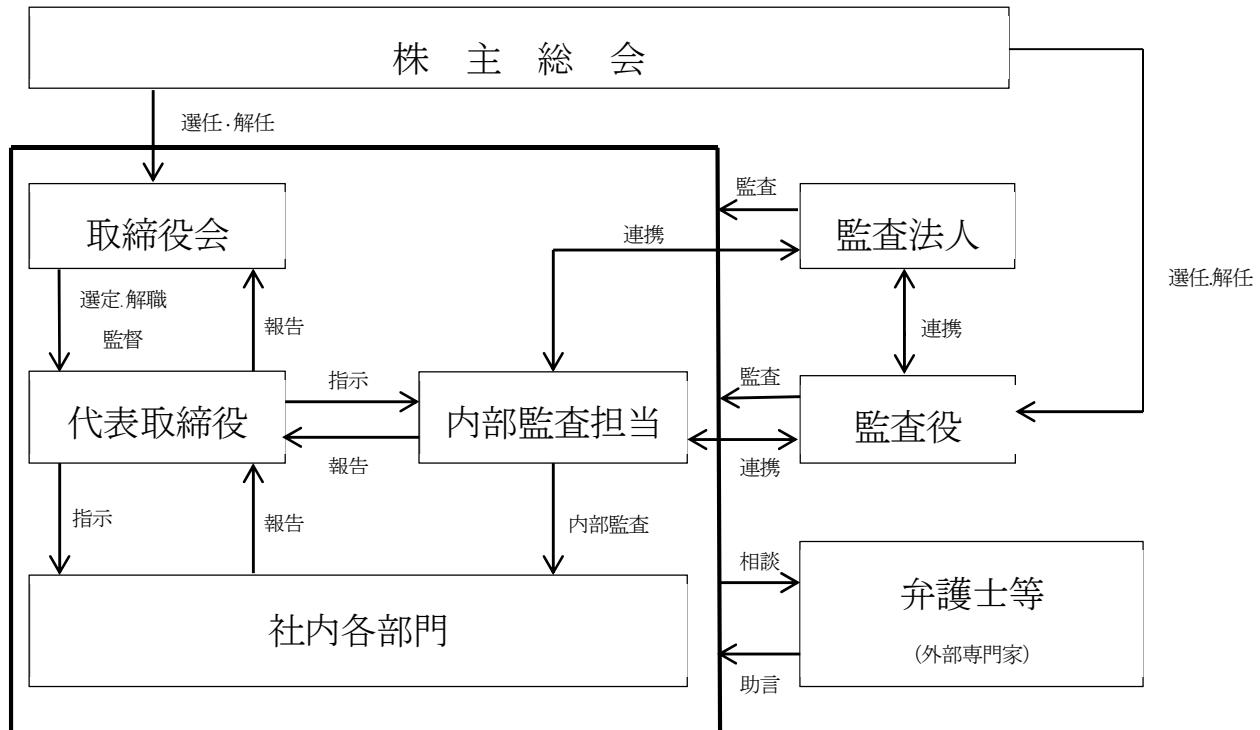
男性6名 女性一名 (役員のうち女性の比率ー%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数(株)
代表取締役	社長	前田 浩	昭和36年12月12日生	昭和55年2月 昭和62年1月 昭和63年9月	カエブ リクレーション(株)所属 ビデオアーティストとしてタレント活動 クリエイティブリフォームオフィスマエダ個人事業として創業 当社設立 代表取締役就任 (現任)	(注) 1	(注) 3	346,000
取締役	営業本部長	木村 孝史	昭和41年11月14日生	昭和62年10月 平成8年2月 平成16年10月 平成29年7月	(株)国本入社 アロスプロダクション(有)入社 当社入社 当社取締役就任 (現任)	(注) 1	(注) 3	—
取締役	管理部長	御供 信之	昭和44年7月5日生	平成3年8月 平成15年12月 平成16年7月 平成29年7月	(株)第一広告社入社 (株)和田創研入社 当社入社 当社取締役就任 (現任)	(注) 1	(注) 3	—
取締役	建設部長	森屋 吾郎	昭和56年12月31日生	平成16年4月 平成22年5月 平成27年2月 平成29年7月	(株)リガード入社 (株)アートハビング入社 当社入社 当社取締役就任 (現任)	(注) 1	(注) 3	—
取締役	リフォーム部長	湯浅 一彦	昭和60年4月7日生	平成18年4月 平成22年8月 平成23年10月 平成29年7月	(株)アルインテリア入社 (株)夢真ホーリングス入社 当社入社 当社取締役就任 (現任)	(注) 1	(注) 3	—
監査役		佐分 厚夫	昭和49年2月18日生	平成9年4月 平成11年7月 平成25年11月 平成29年7月	カエ測量設計(株) (現(株)カエシオマックス) 入社 (株)ユア・ペーリング 入社 BPS税理士法人入社 佐分会計事務所開設 (現任) 当社監査役就任 (現任)	(注) 2	(注) 3	—

- (注) 1. 取締役の任期は、平成29年7月期に係る定時株主総会終結の時から平成31年7月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
2. 監査役の任期は、平成29年7月期に係る定時株主総会終結の時から平成33年7月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 平成29年7月期における役員報酬の総額は32,280千円を支給しております。
4. 平成29年12月9日付株式分割（1株につき1,000株の割合）後の株式数に換算しております。
5. 佐分厚夫氏は、会社法第2条第16項に定める社外監査役であります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】



①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営環境が急速に変化する中で企業が安定的に成長・発展するためには、経営の効率性、健全性、透明性を高めていくことが必要不可欠と考えております。そのため、コーポレート・ガバナンスを拡充・徹底することが最優先課題と認識しております。

また、今後も社会環境の変化や法令等の施行に応じて、コーポレート・ガバナンスの実効性を高めるために必要な見直しを行い、ステークホルダーの皆様に対し公正な経営情報の開示の適正性を確保してまいります。

②会社の機関の内容

イ. 取締役会

当社の取締役会は、5名の取締役で構成されております。

取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、決裁権限規程、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定例取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。

取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

ロ. 監査役

当社は監査役を1名選定しており、取締役会への出席を含め、会社業務の監査を実施するとともに取締役や代表取締役の業務執行を適正性及び適法性の観点から監視しております。

ハ. 会計監査

当社は、興亜監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき監査を受けております。なお平成29年7月期において監査を執行した公認会計士は柿原佳孝氏、近田直裕氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士4名であります。

なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

③内部統制システムの整備の状況

当社は、職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

④内部監査及び監査役の状況

当社の内部監査は、管理部が主管部署として、業務を監査しております。管理部の監査は、代表取締役社長及び営業部が実施しており、相互に牽制する体制をとっております。各部の監査結果並びに改善点につきましては、内部監査担当者より、社長に対し報告書を提出する体制をとっております。

⑤リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク管理の主管部署として管理部が情報の一元化を行っております。また、当社は企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

⑥社外取締役及び社外監査役の状況

当社の社外監査役は1名を選任しております。社外監査役は、経営に対する監視、監督機能を担っております。社外監査役佐分厚夫氏は、建築・不動産業界における豊富な知識・経験を有しており、当社との間には人的関係、資本的関係、または、取引関係その他の利害関係はありません。

なお、当社は、社外取締役の重要性については認識しておりますが、当社の経営規模・体制を総合的に勘案すると、ガバナンスは適正に構築、運営されていることを踏まえ、社外取締役を設置しておりません。今後、経営における社外取締役の役割について、十分な議論と検証を重ね、設置の必要性があると判断する場合には、具体的な検討を行ってまいりたいと存じます。

また、当社は、社外取締役または社外監査役の独立性に関する基準または方針について特段の定めはありませんが、選任に際しては、客観的、中立の経営監視機能が十分に発揮されるよう、取引関係等を考慮した上で、選任を行っております。

⑦支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利害を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利害を損なう取引を排除する体制を構築しております。

⑧役員報酬の内容

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	ストック オプション	
取締役（社外取締役を除く）	32,280	32,280	—	—	2
監査役（社外監査役を除く）	—	—	—	—	—
社外役員	—	—	—	—	—

⑨取締役及び監査役の定数

当社の取締役は8名以内、監査役は3名以内とする旨を定款で定めております。

⑩取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑪株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑫自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑬中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の定めに基づき、取締役会の決議により中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

⑭取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に發揮できる環境を整備するため、会社法426条第1項の規定により、任務を怠った取締役（取締役であったものを含む。）及び監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。

⑮社外監査役との責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

⑯株式の保有状況

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
—	—	5,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

該当事項はありません。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

該当事項はありません。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の事業規模等を勘案して監査報酬額を決定しております。

7 【関連当事者取引】

「第6 【経理の状況】 … 【関連当事者情報】」に記載のとおりです。

第6 【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき、同規則及び「建設業法施行規則」(昭和24年建設省令第14号)により作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第6項で認められた会計基準のうち、我が国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、当事業年度（平成28年8月1日から平成29年7月31日まで）の財務諸表について、興亜監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

①【貸借対照表】

	(単位 : 千円)	
	前事業年度 (平成 28 年 7 月 31 日)	当事業年度 (平成 29 年 7 月 31 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	216, 820	211, 801
完成工事未収入金	159, 623	227, 076
未成工事支出金	11, 782	12, 705
材料貯蔵品	2, 936	3, 272
前払費用	2, 462	5, 003
繰延税金資産	4, 191	4, 355
その他	1, 646	1, 418
貸倒引当金	△5, 115	△2, 120
流動資産合計	394, 347	463, 514
固定資産		
有形固定資産		
建物 (純額)	4, 058	3, 753
車両運搬具 (純額)	5, 667	9, 788
工具、器具及び備品 (純額)	350	1, 450
土地	7, 742	7, 742
有形固定資産合計	※ 17, 819	※ 22, 735
無形固定資産		
ソフトウェア	13	6, 491
その他	436	436
無形固定資産合計	450	6, 928
投資その他の資産		
繰延税金資産	157	174
差入保証金	1, 683	2, 132
その他	1, 506	1, 765
投資その他の資産合計	3, 348	4, 071
固定資産合計	21, 618	33, 735
資産合計	415, 965	497, 249

(単位：千円)

	前事業年度 (平成 28 年 7 月 31 日)	当事業年度 (平成 29 年 7 月 31 日)
負債の部		
流動負債		
工事未払金	67,098	64,324
リース債務	1,436	1,223
未払金	5,516	11,111
未払費用	7,477	8,785
未払法人税等	11,071	17,782
未払消費税等	6,821	8,371
未成工事受入金	827	2,068
預り金	2,448	3,228
賞与引当金	2,036	3,045
その他	—	24
流動負債合計	104,733	119,965
固定負債		
リース債務	1,556	5,109
長期未払金	—	2,160
資産除去債務	945	945
固定負債合計	2,501	8,214
負債合計	107,234	128,179
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
利益剰余金		
利益準備金	1,000	1,000
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	207,731	268,069
利益剰余金合計	208,731	269,069
株主資本合計	308,731	369,069
純資産合計	308,731	369,069
負債純資産合計	415,965	497,249

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成 27 年 8 月 1 日 至 平成 28 年 7 月 31 日)	当事業年度 (自 平成 28 年 8 月 1 日 至 平成 29 年 7 月 31 日)
完成工事高	1,075,599	1,551,317
完成工事原価	747,006	1,099,786
完成工事総利益	328,592	451,531
役員報酬	32,280	32,280
給料手当	96,359	115,505
賞与	23,988	31,202
賞与引当金繰入額	2,036	3,045
法定福利費	11,528	16,349
旅費交通費	10,196	11,442
減価償却費	6,019	13,062
賃借料	12,879	13,788
販売手数料	30,849	44,705
広告宣伝費	13,849	18,703
貸倒引当金繰入額	4,358	624
その他	37,911	51,111
販売費及び一般管理費合計	282,258	351,819
営業利益	46,334	99,712
営業外収益		
受取利息	47	10
受取家賃	420	420
保険金収入	1,918	105
その他	312	106
営業外収益合計	2,697	642
営業外費用		
支払利息	—	79
上場関連費用	—	15,000
営業外費用合計	—	15,079
経常利益	49,032	85,276
特別利益		
固定資産売却益	※ 89	※ 942
特別利益合計	89	942
税引前当期純利益	49,121	86,218
法人税、住民税及び事業税	16,562	26,060
法人税等調整額	△4,349	△180
法人税等合計	12,212	25,880
当期純利益	36,908	60,338

③【完成工事原価報告書】

(単位：千円)

区分	前事業年度 (自 平成27年8月1日 至 平成28年7月31日)		当事業年度 (自 平成28年8月1日 至 平成29年7月31日)	
	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
1 材料費	208,196	27.9	268,092	24.4
2 外注費	534,587	71.5	826,608	75.1
3 経費	4,222	0.6	5,085	0.5
完成工事原価	747,006	100.0	1,099,786	100.0

(注) 原価計算の方法は、個別原価計算であります。

④【株主資本等変動計算書】

前事業年度 (自 平成27年8月1日 至 平成28年7月31日)

(単位：千円)

資本金	株主資本				純資産合計	
	利益準備金	利益剰余金				
		その他利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	100,000	1,000	170,822	171,822	271,822	
当期変動額						
当期純利益			36,908	36,908	36,908	
当期変動額合計	—	—	36,908	36,908	36,908	
当期末残高	100,000	1,000	207,731	208,731	308,731	

当事業年度 (自 平成28年8月1日 至 平成29年7月31日)

(単位：千円)

資本金	株主資本				純資産合計	
	利益準備金	利益剰余金				
		その他利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	100,000	1,000	207,731	208,731	308,731	
当期変動額						
当期純利益			60,338	60,338	60,338	
当期変動額合計	—	—	60,338	60,338	60,338	
当期末残高	100,000	1,000	268,069	269,069	369,069	

⑤【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成 27 年 8 月 1 日 至 平成 28 年 7 月 31 日)	当事業年度 (自 平成 28 年 8 月 1 日 至 平成 29 年 7 月 31 日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	49,121	86,218
減価償却費	6,019	13,062
貸倒引当金の増減額（△は減少）	4,358	△2,995
賞与引当金の増減額（△は減少）	2,036	1,009
受取利息	△47	△10
支払利息	—	79
固定資産売却益	△89	△942
売上債権の増減額（△は増加）	△30,938	△67,452
たな卸資産の増減額（△は増加）	△2,381	△1,259
仕入債務の増減額（△は減少）	19,810	△2,773
未払金の増減額（△は減少）	△3,227	5,077
未成工事受入金の増減額（△は減少）	551	1,241
未払消費税等の増減額（△は減少）	△234	1,550
その他	4,883	△397
小計	49,862	32,406
利息の受取額	47	10
利息の支払額	—	△79
法人税等の支払額	△8,624	△19,349
営業活動によるキャッシュ・フロー	41,285	12,988
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金等の預入による支出	△38,072	△40,522
定期預金等の払戻による収入	36,017	38,474
有形固定資産の取得による支出	△3,331	△15,038
有形固定資産の売却による収入	89	942
ソフトウェアの取得による支出	△350	△1,971
差入保証金の差入による支出	△670	△478
差入保証金の返還による収入	—	30
その他	△179	△18
投資活動によるキャッシュ・フロー	△6,497	△18,582
財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	△1,436	△1,231
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,436	△1,231
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	33,351	△6,826
現金及び現金同等物の期首残高	146,644	179,995
現金及び現金同等物の期末残高	※1 179,995	※1 173,169

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 未成工事支出金

個別法による原価法(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 材料貯蔵品

最終仕入原価法(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物 (建物附属設備は除く)

並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりあります。

建物 10 年～39 年

車両運搬具 2 年～6 年

工具、器具及び備品 4 年～10 年

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

ソフトウェア(自社利用分)について、社内における利用可能期間(5 年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度末における支給見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

工事完成基準を適用しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から 3 ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

(貸借対照表関係)

※ 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成28年7月31日)	当事業年度 (平成29年7月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	36,542千円	38,498千円

(損益計算書関係)

※ 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年8月1日 至 平成28年7月31日)	当事業年度 (自 平成28年8月1日 至 平成29年7月31日)
車両運搬具	89千円	942千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成27年8月1日 至 平成28年7月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	400	—	—	400

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年8月1日 至 平成29年7月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	400	—	—	400

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年8月1日 至 平成28年7月31日)	当事業年度 (自 平成28年8月1日 至 平成29年7月31日)
現金及び預金	216,820千円	211,801千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金等	36,824	38,632
現金及び現金同等物	179,995	173,169

※2 重要な非資金取引の内容

前事業年度（自 平成27年8月1日 至 平成28年7月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年8月1日 至 平成29年7月31日）

当事業年度に新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産の額は6,878千円、債務の額は7,445千円であります。

(リース取引関係)

前事業年度（自 平成27年8月1日 至 平成28年7月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成28年8月1日 至 平成29年7月31日）

ファイナンス・リース取引

所有権移転ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

販売管理システムのソフトウェアであります。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、借入・社債発行等は行っておりません。余剰資金については、預金等の安全性の高い金融資産で運用しております。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

完工工事未収金は、事業活動から生じた営業債権であり、顧客の信用リスクが存在します。工事未払金等の事業活動から生じた営業債務は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、担当者が所定の手続に従い、債権回収の状況を定期的にモニタリングして、支払遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。特に金額等の重要性が高い取引については、経営会議において当該取引実行の決定や回収状況の報告が行われております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいます。異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（平成28年7月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	216,820	216,820	—
(2) 完成工事未収入金	159,623	159,623	—
資産計	376,444	376,444	—
(1) 工事未払金	67,098	67,098	—
(2) 未払金	5,516	5,516	—
(3) 未払費用	7,477	7,477	—
(4) 未払法人税等	11,071	11,071	—
(5) 未払消費税等	6,821	6,821	—
負債計	97,984	97,984	—

当事業年度（平成29年7月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	211,801	211,801	—
(2) 完成工事未収入金	227,076	227,076	—
資産計	438,877	438,877	—
(1) 工事未払金	64,324	64,324	—
(2) 未払金	11,111	11,111	—
(3) 未払費用	8,785	8,785	—
(4) 未払法人税等	17,782	17,782	—
(5) 未払消費税等	8,371	8,371	—
(6) リース債務（1年内返済予定を含む）	6,333	6,295	△38
負債計	116,708	116,670	△38

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 完成工事未収入金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1)工事未払金、(2)未払金、(3)未払費用、(4)未払法人税等、並びに(5)未払消費税等

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) リース債務

元利金の合計額を、同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2)金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成28年7月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	216,820	—	—	—
完成工事未収入金	159,623	—	—	—
合計	376,444	—	—	—

当事業年度（平成29年7月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	211,801	—	—	—
完成工事未収入金	227,076	—	—	—
合計	438,877	—	—	—

(注3)リース債務の決算日後の返済予定額

当事業年度（平成29年7月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
リース債務	1,223	1,234	1,245	1,256	1,267	106

(有価証券関係)

前事業年度（自 平成27年8月1日 至 平成28年7月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年8月1日 至 平成29年7月31日）

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度（自 平成27年8月1日 至 平成28年7月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年8月1日 至 平成29年7月31日）

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度（自 平成27年8月1日 至 平成28年7月31日）
該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年8月1日 至 平成29年7月31日）
該当事項はありません。

(ストックオプション等関係)

前事業年度（自 平成27年8月1日 至 平成28年7月31日）
該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年8月1日 至 平成29年7月31日）
該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年7月31日)	当事業年度 (平成29年7月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	1,475	272
賞与引当金	720	1,060
未払社会保険料	103	167
未払事業税	1,204	1,914
資産除去債務	326	326
その他	687	940
繰延税金資産合計	4,518	4,682
繰延税金負債		
資産除去債務	△168	△152
繰延税金負債合計	△168	△152
繰延税金資産純額	4,349	4,530

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成28年7月31日)	当事業年度 (平成29年7月31日)
法定実効税率	35.4%	34.8%
(調整)		
住民税均等割	0.4%	0.5%
永久に損金に算入されない項目	0.5%	0.2%
所得拡大促進税制による法人税額特別控除	△4.9%	△4.2%
中小企業者等の法人税率の特例	△1.4%	△0.8%
過年度調整による影響額	△4.9%	—
その他	△0.2%	△0.5%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.9%	30.0%

(持分法損益等)

前事業年度（自 平成 27 年 8 月 1 日 至 平成 28 年 7 月 31 日）

当社は関連会社を有していないため、該当事項はありません。

当事業年度（自 平成 28 年 8 月 1 日 至 平成 29 年 7 月 31 日）

当社は関連会社を有していないため、該当事項はありません。

(企業結合等関係)

前事業年度（自 平成 27 年 8 月 1 日 至 平成 28 年 7 月 31 日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成 28 年 8 月 1 日 至 平成 29 年 7 月 31 日）

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前事業年度（自 平成 27 年 8 月 1 日 至 平成 28 年 7 月 31 日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成 28 年 8 月 1 日 至 平成 29 年 7 月 31 日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

前事業年度（自 平成 27 年 8 月 1 日 至 平成 28 年 7 月 31 日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成 28 年 8 月 1 日 至 平成 29 年 7 月 31 日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度（自 平成 27 年 8 月 1 日 至 平成 28 年 7 月 31 日）

当社の事業セグメントは住宅リフォーム事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度（自 平成 28 年 8 月 1 日 至 平成 29 年 7 月 31 日）

当社の事業セグメントは住宅リフォーム事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 平成 27 年 8 月 1 日 至 平成 28 年 7 月 31 日）

1. 製品及びサービスごとの情報 (単位：千円)

住宅リフォーム事業の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客に対する売上高のうち、損益計算書の売上高の 10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成 28 年 8 月 1 日 至 平成 29 年 7 月 31 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

住宅リフォーム事業の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、当該事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産がないため、当該事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客に対する売上高のうち、損益計算書の売上高の 10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 平成 27 年 8 月 1 日 至 平成 28 年 7 月 31 日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成 28 年 8 月 1 日 至 平成 29 年 7 月 31 日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成 27 年 8 月 1 日 至 平成 28 年 7 月 31 日)	当事業年度 (自 平成 28 年 8 月 1 日 至 平成 29 年 7 月 31 日)
1株当たり純資産額	771.82 円	922.67 円
1株当たり当期純利益金額	92.27 円	150.84 円

- (注) 1. 潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
 2. 当社は平成29年12月9日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりましたが、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
 3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成 27 年 8 月 1 日 至 平成 28 年 7 月 31 日)	当事業年度 (自 平成 28 年 8 月 1 日 至 平成 29 年 7 月 31 日)
当期純利益(千円)	36,908	60,338
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	36,908	60,338
普通株式の期中平均株式数(株)	400,000	400,000

(重要な後発事象)

株式分割及び単元株制度の採用について

当社は、平成 29 年 11 月 20 日開催の取締役会の決議に基づき、平成 29 年 12 月 8 日付で、当社定款の一部を変更し、次のとおり株式分割及び単元株制度の採用を実施いたしました。

(1) 株式分割及び単元株制度の採用の目的

平成 19 年 11 月 27 日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を踏まえ、当社株式の売買単位を 100 株とするため、1 株を 1,000 株に分割するとともに単元株制度の採用をいたしました。

(2) 株式分割の方法

平成 29 年 12 月 8 日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1 株につき 1,000 株の割合をもって分割いたしました。

(3) 株式分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	400 株
株式分割により増加する株式数	399,600 株
株式分割後の発行済株式数	400,000 株
株式分割後の発行可能株式総数	1,600,000 株

(4) 分割の日程

基準日 平成 29 年 12 月 8 日

効力発生日 平成 29 年 12 月 9 日

(5) 単元株制度の採用

新設する単元株式の数

単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とする。

単元株制度の効力発生日

平成 29 年 12 月 9 日

なお、「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定して算出しております。

⑥【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	10,740	—	—	10,740	6,987	305	3,753
車両運搬具	27,095	12,490	8,168	31,418	21,629	8,369	9,788
工具、器具及び備品	8,783	2,547	—	11,331	9,881	1,448	1,450
土地	7,742	—	—	7,742	—	—	7,742
有形固定資産計	54,362	15,038	8,168	61,233	38,498	10,123	22,735
無形固定資産							
ソフトウェア	6,798	9,417	—	16,216	9,724	2,938	6,491
その他	436	—	—	436	—	—	436
無形固定資産計	7,235	9,417	—	16,653	9,724	2,938	6,928

(注)1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

車両運搬具：乗用車1台、貨物自動車3台取得 12,490千円

ソフトウェア：販売管理システムの改良・増設 9,417千円

2. 当期減少額のうち主なものは、次のとおりであります。

車両運搬具：乗用車1台、貨物自動車2台売却

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定のリース債務	1,436	1,223	0.95	—
リース債務（1年以内に返済予定のもの を除く。）	1,556	5,109	0.95	平成30年～34年
合計	2,992	6,333	—	—

(注)1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
リース債務	1,234	1,245	1,256	1,267

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	5,115	2,120	3,619	1,496	2,120
賞与引当金	2,036	3,045	2,036	—	3,045

(注) 貸倒引当金の「当期減少額の（その他）」は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が、当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため記載を省略しています。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	941
預金	
当座預金	478
普通預金	171,749
定期預金	38,482
定期積金	150
計	210,860
合計	211,801

② 完成工事未収入金

(a) 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
武蔵コーポレーション株	15,984
みづほ住販株	14,316
株ハウジングプラザ	10,817
株アーバンフロンティア	8,421
株バレッグス	7,928
その他	169,608
合計	227,076

(b) 完成工事未収入金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円) (A)	当期発生高 (千円) (B)	当期回収高 (千円) (C)	当期末残高 (千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	滞留期間(日)
					$\frac{(A) + (D)}{2}$
159,623	1,681,093	1,613,641	227,076	87.7	42.0

(注) 当該発生高には消費税等が含まれております。

③ 未成工事支出金

期首残高（千円）	当期支出額（千円）	完成工事原価への振替額（千円）	期末残高（千円）
11,782	39,509	38,586	12,705

(注) 期末残高の内訳は次のとおりであります。

千円

材料費	4,548
外注費	8,157
計	12,705

④ 材料貯蔵品

区分	金額(千円)
リフォーム関連資材	3,272
合計	3,272

⑤ 工事未払金

相手先	金額(千円)
(株)美柳	9,248
(株)丸美	4,345
(株)セプト	3,695
山桂塗装	3,121
トシン電機(株)	2,459
その他	41,454
合計	64,324

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8 【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年8月1日から翌年7月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内
基準日	毎年7月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年7月31日、毎年1月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注1）	<p>取扱場所 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 株式会社アイ・アールジャパン</p> <p>株主名簿管理人 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 株式会社アイ・アールジャパン</p> <p>取次所 —</p> <p>名義書換手数料 無料</p> <p>新券交付手数料 該当事項はありません。</p>
単元未満株式の買取り	<p>取扱場所 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 株式会社アイ・アールジャパン</p> <p>株主名簿管理人 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 株式会社アイ・アールジャパン</p> <p>取次所（注1） —</p> <p>買取手数料 無料</p>
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。 公告掲載 URL http://reform-nisso.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

- （注）1. 当社株式は、TOKYO PRO Marketへの上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
2. 当社定款の定めにより。当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする場合
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第2【第三者割当等の概況】

該当事項はありません

第3【株主の状況】

平成30年1月18日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
前田 浩 (注) 1、2、3	東京都世田谷区	346,000	86.50
前田 供子 (注) 2	東京都世田谷区	54,000	13.50
計	—	400,000	100.0

- (注) 1. 特別利害関係者等 (当社の代表取締役社長)
2. 特別利害関係者等 (大株主上位10名)
3. 特別利害関係者等 (当社の取締役)
4. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を切り捨てております。

独立監査人の監査報告書

平成30年1月16日

株式会社ニッソウ
取締役会 御中

興亜監査法人

指定社員
業務執行社員

公認会計士

柿原佳孝



指定社員
業務執行社員

公認会計士

近田直裕



当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上規程の特例第110条第5項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ニッソウの平成28年8月1日から平成29年7月31日までの第29期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ニッソウの平成29年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

その他の事項

会社の平成28年7月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は監査されていない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上